

## 平成 28 年度山形県企業間連携促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 知事は、2 以上の中小企業者がグループを組織して行う、共同受注、新商品開発及び販路開拓等に向けた取組みを支援し、県内企業の成長分野への新規参入及び取引拡大を図り、もって本県製造業の振興を図ることを目的として、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する者のうち、製造業又は情報サービス業に属する事業を主たる事業として営む者をいう。ただし、みなし大企業は除く。

2 この要綱において、「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有。
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占める。

3 この要綱において、「成長分野」とは、自動車関連、航空機関連、ロボット関連、環境・エネルギー関連、医療・福祉・健康関連、食品・農業関連、バイオテクノロジー関連、有機 E L 関連に係る産業分野をいう。

### (補助事業者)

第 3 条 この補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、製造業又は情報サービス業に属する事業を主たる事業として営んでいる中小企業者を 2 者以上含む企業グループ（以下「連携体」という。）の代表者とし、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 県内に補助事業を遂行する事業所を有する連携体であること。
- (2) 成長分野への新規参入・取引拡大を図るため、共同受注、新製品開発、販路拡大、人材育成等を行う連携体であること。

2 連携体に次の各号のいずれかに該当する者が含まれている場合、交付申請をすることができない。

- (1) 山形県競争入札参加資格指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている場合
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している場合
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っている場合
- (4) 本店、支店及び事業所の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

である場合

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、前条第1項に規定する補助事業者が平成28年4月1日から平成29年3月10日までの間に実施する事業とし、補助対象事業及び補助対象経費は別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とし、上限額を50万円とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)
- (3) グループ同意書(別記様式第3号)

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助目的の達成に支障を来すこととなる事業計画の変更
- (2) 補助対象経費の20%を超える変更（補助金の額に影響を及ぼさない変更を除く。）

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認（補助金変更交付）申請書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更理由書
- (2) 経費の配分及び事業計画の概要（変更に係る部分について変更前を括弧書きで上段に記載すること。）
- (3) 収支予算書（変更に係る部分について変更前を括弧書きで上段に記載すること。）

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止を行う場合は、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した補助事業遅延等報告書（別記様式第6号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定内容及びこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日を経過する日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 規則第12条の規定に基づく補助事業等状況報告書は、知事が別に定めるところにより、補助事業遂行状況報告書（別記様式第7号）を添付して、提出するものとする。

2 補助事業者は、前項のほか知事の求めに応じ、実施状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第14条の規定に基づく補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は平成29年3月20日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第8号）
- (2) 収支決算書（別記様式第9号）

2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第6条第2項ただし書の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（別記様式第10号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(概算払)

第16条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることがある。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類等を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業に係る経理を明確に区分して処理しなければならない。

(成果の発表)

第18条 知事は、補助事業により行った事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

(その他)

第19条 規則及びこの要綱に規定されていない事項等については、知事と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。

別 表

補助対象事業	補助対象経費	内容
山形県企業間連携促進事業費	講師に係る謝金・旅費	
	翻訳料、通訳料	
	商談会・展示会出展経費	
	広告宣伝費	
	使用料	会議室等賃借料、機器のレンタル料
	需用費	成長分野への新規参入・取引拡大に必要な試作品製作に係る原材料費、印刷製本費及び図書購入費等
	コンサルティング経費	外部専門家に支払う費用
	旅費	成長分野への新規参入・取引拡大に必要な調査、出張のための経費
	負担金	成長分野への新規参入・取引拡大に必要な研修を受講する経費
	その他知事が必要と認める経費	

[備考]

以下の経費は補助対象経費として認められない。

- ・ 需用費：汎用性の高い事務用品（一般的な文具、プリンター消耗品など）
- ・ 旅費：グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金
- ・ 銀行振込以外の支払いを行ったもの（ただし、公設試験研究機関での依頼試験に係る経費等で振込支払が困難なものを除く）
- ・ 消費税及び地方消費税に係る経費（旅費等の内税を含む）
- ・ 振込手数料